

グループホーム アミーチ

運 営 規 程

制 定 平成16年 3月 1日

社会福祉法人 共生会

グループホーム アミーチ
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会が設置運営する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム アミーチ
- (2) 所在地 岩手県二戸市似鳥字上平15番地1の2

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は、次のとおりとする。
ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員 6名以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 本事業が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 食材料費は、1日1,200円とする。
家賃は、1日800円とする。
光熱水費は、1日700円とする。
おむつ代は、実費とする。
行事費は、1回1,000円とする。
健康管理費、インフルエンザ等予防接種費用は実費とする。
レクリエーション、クラブ活動費は実費とする。
- 3 上記に掲げる費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービス内容及び費用についての説明を行い、同意を得て徴収するものとする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込、口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切な対応をするため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設職員又は介護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常火災対策)

第19条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的な具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(利用に関する禁止行為)

第 20 条 入所者及びその家族その他関係者は、施設の利用又はサービスの提供に関連して、次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔などで他人に迷惑をかけること。
 - (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害し、又は他人を排撃すること。
 - (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (5) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - (6) 職員に対し、暴言、威嚇、脅迫、過度な要求その他社会通念上相当な範囲を超える言動により、職員の就業環境を害し、又は人格若しくは尊厳を侵害すること。
- 2 前項各号に該当する行為が認められた場合には、事業所は入所者及びその家族その他関係者に対し必要な指導を行い、改善が見られない場合には契約の見直しその他必要な措置を講ずることがある。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

- 4 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。